

もう一度、 あの誇りを 胸に。

JAPAN SELF-DEFENSE
FORCE RESERVE



坂巻 浩平
(即応予備自衛官：陸士長)

あなたの 技術は、今も 現役だ。

JAPAN SELF-DEFENSE
FORCE RESERVE



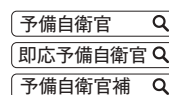
豊崎 リリー
(予備自衛官：陸士長)

防衛省・自衛隊では、
予備自衛官・即応予備自衛官・予備自衛官補を
募集しています。

2026年度版 予備自衛官等制度

JAPAN SELF-DEFENSE FORCE RESERVE

●刊行：
2026年（令和8年）4月1日
●発行：
防衛省陸上幕僚監部人事教育部
人事教育計画課予備自衛官室



はじめに

わが国の予備自衛官制度は、1954年（昭和29年）7月1日に創設され、令和8年度に72周年を迎えました。

皆様の深いご理解・ご協力をいただきながら発展し、令和6年能登半島地震においても予備自衛官等が活躍しています。

将来を見据え、予備自衛官等制度の充実・発展を図り、国民の皆様の期待と信頼に応えて参ります。



物資輸送中の即応予備自衛官
(令和6年能登半島地震)



巡回診療中の予備自衛官
(令和6年能登半島地震)

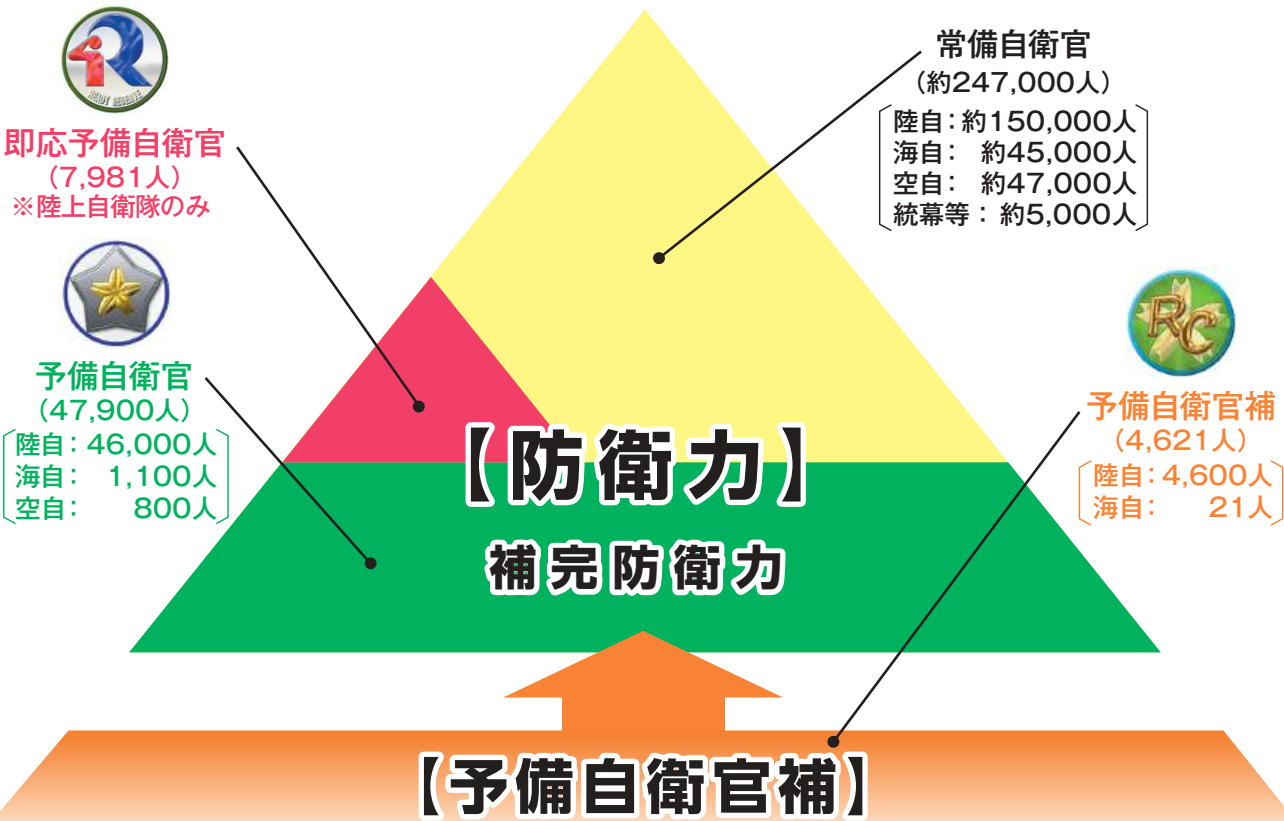
わが国を防衛するための予備自衛官等制度

国家の緊急事態に当たっては、大きな防衛力が必要です。普段は、必要最小限の防衛力で対応し、いざという時に急速に集める事ができる予備の防衛力が必要となります。諸外国でも、いざという時に急速に戦力を増強するシステムを取り入れています。わが国においては、これに相当するものとして、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3制度を設けています。

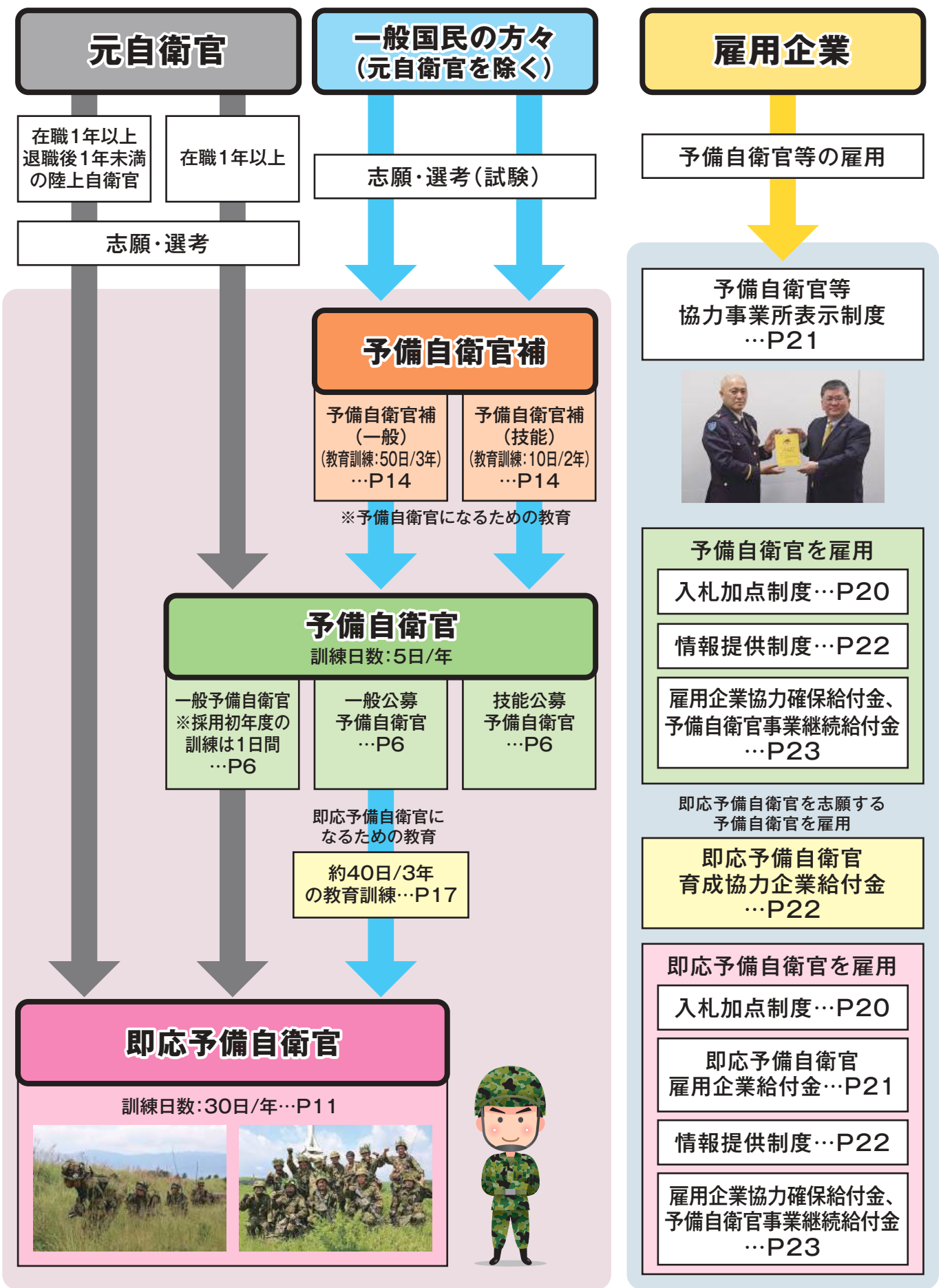
	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
導入年度	昭和29年度	平成9年度	平成13年度
有事の際の役割	第一線部隊が出動した時に、駐屯地の警備や後方支援等の任務に就きます。	第一線部隊等の一員として、現職自衛官とともに任務に就きます。	
招集区分	●防衛招集 ●国民保護等招集 ●災害招集 ●訓練招集	●防衛招集 ●国民保護等招集 ●治安招集 ●災害等招集 ●訓練招集	●教育訓練招集
平時における(教育)訓練日数	・5日／年 (3日間と2日間に分割可能です) ※方面総監が特に必要と認める場合、6日以上訓練に参加可能	・30日(2日間～4日間程度の訓練を複数回)／年	・予備自衛官補(一般)50日／3年以内 ・予備自衛官補(技能)10日／2年以内 ※1回5日間
員数	47,900人 〔陸自:46,000人 海自:1,100人 空自:800人〕	7,981人 (陸自のみ)	4,621人 〔陸自:4,600人 海自:21人〕
処遇等	●予備自衛官手当 13,100円／月 ●訓練招集手当 11,600円／日 ●勤続報奨金 70,000円／1任期(3年)	●即応予備自衛官手当 19,700円／月 ●訓練招集手当 27,200円～18,200円／日 ●勤続報奨金 215,000円／1任期(3年)	●教育訓練招集手当 9,300円／日
雇用企業給付金		42,500円／月・人 (年額:510,000円)	
近年の予備自衛官即応予備自衛官の災害派遣招集実績	●令和元年東日本台風(台風19号) ●新型コロナウイルスの感染拡大防止(R2) ●令和2年7月豪雨 ●令和6年能登半島地震	●平成30年7月豪雨 ●北海道胆振東部地震(H30) ●令和元年東日本台風(台風19号) ●令和2年7月豪雨 ●令和6年能登半島地震	
詳しくはこちら予備自衛官制度HP			

※令和8年4月1日現在
※手当・勤続報奨金・給付金は、課税対象になります。

防衛力上の位置付け (員数については令和8年度末)



予備自衛官等の任用までの流れ



予備自衛官等の招集訓練以外の実績（災害招集）

①平成23年度東日本大震災（H23.3.24～6.21）		
	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	1,352	生活支援活動（給水、給食、入浴支援等）、がれき除去、道路復旧、物資輸送、捜索活動
予備自衛官	294	後方支援（通訳、診療、給食業務）、生活支援活動（給水、給食支援等）
②平成28年熊本地震（H28.4.23～5.2）		
	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	162	生活支援活動（給水、給食、入浴支援、衛生支援等）、物資輸送
③平成30年7月豪雨（H30.7.12～7.31）		
	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	311	生活支援活動（給水、入浴支援、衛生支援等）、がれき除去、道路復旧、物資輸送
④北海道胆振東部地震（H30.9.8～9.23）		
	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	251	生活支援活動（給水、入浴支援、巡回ケア等）、物資輸送
⑤令和元年度東日本台風（台風第19号）（R1.10.15～11.8）		
	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	361	生活支援活動（給水、入浴支援等）、がれき除去、道路復旧、物資輸送等
予備自衛官	52	後方支援（衛生支援、法律相談等）等
⑥新型コロナウイルス感染症（R2.2.18～3.12）		
	活動人数	主な活動内容等
予備自衛官	10	帰国法人等に対する衛生支援、自衛隊病院における医療支援等
⑦令和2年7月豪雨（R2.7.7～7.19）		
	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	300	災害廃棄物の除去、輸送支援等
予備自衛官	54	災害廃棄物の除去、輸送支援、医療支援等
⑧令和6年能登半島地震（R6.1.9～1.23）		
	活動人数	主な活動内容等
即応予備自衛官	183	物資輸送
予備自衛官	20	衛生支援



捜索活動
(H23年東日本大震災)



衛生支援
(H28年熊本地震)



がれき除去
(H30年7月豪雨)



給水支援
(H30年北海道胆振東部地震)



入浴支援
(R元年東日本台風)



医療支援
(R2年新型コロナウイルス感染症)



巡回診療
(R2年7月豪雨)



物資輸送
(R6年能登半島地震)



巡回診療
(R6年能登半島地震)



予備自衛官制度

About SDF Reserve

1 予備自衛官とは

防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、避難住民の救護・誘導等、災害救助活動などの任務にあたります。

普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、企業などの一員として勤務しつつ、年間5日間の訓練に参加します。

いざという時は…



自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。また災害招集等で地域社会に貢献します。

災害招集
国民保護等招集
防衛招集

2 予備自衛官の処遇

1任期满后時の
受給モデル 約72万円

訓練日数(通常)
15日/3年

※常備自衛官から退職後、1年未満で任用された場合、任用1年目は、1日間訓練参加で168,800円支給されます。

予備自衛官手当

月額: 13,100円

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給されます。
ただし、正当な理由のない訓練不出頭の場合、
手当の支給は停止されます。

訓練招集手当

日額: 11,600円

勤続報奨金

1任期: 70,000円

1任期(3年)を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として
70,000円が支給されます。

※手当・勤続報奨金は、課税対象になります。

※公募予備自衛官から即応予備自衛官任用への基本特技取得のための訓練招集手当は日額: 13,900円

招集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための
往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の
災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

3 予備自衛官の応募資格等

令和8年4月1日現在

応募資格	対象者	●自衛官として1年以上勤務した者(自衛官候補生の期間を含む)で、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者。(海上自衛官、航空自衛官からでも陸上予備自衛官へ志願可能)														
	退職時階級	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士	2士	
	採用時の年齢	62歳未満											55歳未満			
採用	●本人の志願に基づき、選考により採用します。 ●採用時に階級、職種、特技及び訓練招集部隊が指定されます。 ●採用者には、採用決定次第、本人に採用通知(辞令書の交付)をします。															
身分	非常勤の特別職国家公務員															
任用期間	1任期3年(継続任用も可能) ※62歳以上の場合は65歳に達するまで(医師、看護師など一部の予備自衛官を除く。)															

4 日程調整の一例

年間複数回設定された訓練から、勤務の状況等により都合の良い時期を選んで出頭することが可能です。

➤ 雇用企業等



制度の広報、招集予定
時期等の問合せ

訓練招集出頭
協力要請

※予備自衛官などの
依頼を受け、
必要に応じて要請

➤ 自衛隊地方協力本部



訓練出頭の調整
休暇申請・許可

訓練出頭
可能時期の調整

訓練招集
命令書の交付

訓練招集日程等の
調整及び訓練出頭
状況の確認

➤ 予備自衛官



➤ 訓練招集部隊



指定の日時に
出頭

5 5日間訓練の一例

1日目	出頭 被服等交付 着隊式 健康診断 等	●出頭		●着隊式	
2日目	野外衛生 防衛法制 基本教練 等	●野外衛生		●防衛法制	
3日目	武器訓練 ●射撃予習 ●射撃検定	●射撃予習		●射撃検定	
4日目	職務に応じた訓練	●警備訓練		●救急法	
5日目	精神教育 ●防衛講話 ●制度教育 表彰、離隊式	●永年勤続者表彰		●離隊式	

予備自衛官の訓練日程のポイント

- 訓練は5日間連続で出頭することが望ましいですが、仕事の都合等やむを得ない場合は、2回に分割して出頭することが可能です。
- 訓練は主として土・日曜日、祝日を含む日程で設定されます。

6 1日間訓練

自衛隊を退職して1年未満で採用された場合は、初年度出頭は各地方協力本部等で実施する『1日間訓練』のみです。仕事や職場環境に慣れる時間を十分に取、次年度以降の『5日間訓練』出頭に向けて準備できます。



● 服務の宣誓

7 特別な招集訓練

5日間訓練のほか、特別な招集訓練として、サイバーに係る多国間演習、日米共同方面隊指揮所演習(YS)等への参加など、更なる経験を積めます。



● 日米共同方面隊指揮所演習



海上自衛隊の予備自衛官制度

1 招集訓練風景



● 受付



● 着隊式



● 健康診断



● 体力測定



● 銃分解結合



● 離隊式

2 実効性確保のための取組み

事前配置指定

予備自衛官への採用時、現役当時の特技等を考慮したうえで、招集時等の配置をあらかじめ指定しています。

配置訓練

事前配置指定に基づいて、招集訓練時に配置ごとの個別訓練を実施することで、災害招集時等の実効性向上を図っています。



● 配置訓練(整備員)



● 配置訓練(船舶運航員)



● 配置訓練(警備員)



航空自衛隊の予備自衛官制度

1 空自の訓練招集部隊等

航空自衛隊では都道府県ごとに担当する基地を決めており、予備自衛官は招集訓練の際に該当する基地に出頭し訓練を受けます。

佐官の予備自衛官は最初の2日間は出頭先の部隊で訓練を受け、残りの3日間は指定された職務の訓練を受けることができる部隊に移動して訓練を行います。



NO	空自基地	担当区域
①	千 歳	北海道
②	三 沢	青森県、岩手県、秋田県
③	松 島	宮城県、山形県、福島県
④	百 里	茨城県、栃木県
⑤	木更津	千葉県
⑥	府 中	東京都、神奈川県
⑦	入 間	群馬県、埼玉県
⑧	浜 松	山梨県、長野県、静岡県
⑨	小 牧	愛知県、三重県、滋賀県
⑩	岐 阜	岐阜県
⑪	小 松	新潟県、富山県、石川県、福井県
⑫	奈 良	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
⑬	美 保	鳥取県、島根県、岡山県、広島県
⑭	防府北	山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
⑮	築 城	大分県
⑯	春 日	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
⑰	新田原	宮崎県、鹿児島県
⑱	那 覇	沖縄県

指定された職務の訓練を受けることができる部隊へ移動

2 雇用企業主様を対象とした部隊研修

予備自衛官の招集訓練に合わせて、年に数回、雇用主様を招へいし、訓練風景を視察いただいています。

雇用主様からは「規律や安心安全への考えがしっかりしており、組織として学べきところが多い。」等とお言葉をいただいています。



3 訓練招集の風景

訓練招集に応じた予備自衛官は、武器の分解結合訓練や消火訓練等を行います。

予備自衛官は、基地警備・車両輸送・給養等の基地機能の維持に従事する他、看護師や薬剤師の資格を保有している場合は、そのスキルを生かした業務に従事します。



即応予備自衛官制度

About SDF Ready Reserve

1 即応予備自衛官とは

防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において、常備自衛官と同様の任務にあたります。

普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、企業などの一員として勤務しつつ、年間30日間の訓練に参加します。

いざという時は…



速やかに出頭し、自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。また災害救援等で地域社会に貢献します。

災害等招集
治安招集
国民保護等招集
防衛招集

2 即応予備自衛官の処遇

1任期満了時の
受給モデル 約**256万~337万円** 訓練日数(通常)
90日/3年

即応予備自衛官手当

月額:**19,700円**

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給。ただし正当な理由のない訓練不出頭の場合、手当の支給は停止されます。

勤続報奨金

1任期:**215,000円**

1任期(3年)を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として**215,000円**が支給されます。

訓練招集手当

階 級	日 当	階 級	日 当	階 級	日 当
2等陸尉	27,200円	陸曹長	25,500円	3等陸曹	21,600円
3等陸尉	26,400円	1等陸曹	25,100円	陸士長	19,400円
准陸尉	26,300円	2等陸曹	23,900円	1等陸士	18,200円

※手当・勤続報奨金は、課税対象になります。

招集旅費、被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

3 即応予備自衛官の応募資格等

令和8年4月1日現在

応募資格	対象者	●自衛官としての勤務期間が1年以上の者（自衛官候補生の期間を含む。）で退職後1年未満の元陸上自衛官又は陸上自衛隊の予備自衛官で採用されている者。かつ、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者。 ●予備自衛官補（一般）から予備自衛官に任用された者で所定の教育訓練により基本特技を修得した者を含む。								
	退職時階級	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士
	採用時の年齢※	53歳未満					52歳未満		50歳未満	
採用		●本人の志願に基づき、選考により採用します。 ●採用時に階級、職種、特技及び自衛官となって勤務する部隊が指定されます。 ●採用者には、採用決定次第、本人に採用通知（辞令書の交付）をします。								
身分		非常勤の特別職国家公務員								
任用期間		1任期3年（継続任用も可能） 任用上限年齢は自衛官と同じ。								

4 訓練日程等の調整要領

＞雇用企業等



招集予定時期等の
問合せ

制度の広報、
給付金支給手続等

訓練出頭の調整
特別休暇等
申請・許可

訓練招集に応じることが
できない場合の
申し出書等

＞即応予備自衛官



訓練出頭可能時期の調整

訓練招集命令書の交付

指定日時に出頭

＞自衛隊地方協力本部



出頭状況確認

＞指定部隊



即応予備自衛官の訓練日程調整等のポイント

- 年度及び3ヶ月毎の訓練計画を早期に通知し、事前に調整します。
- 企業等の勤務態勢や急な業務の都合に、できる限り対応しています。

5 招集訓練の一例

個人としての訓練（各個訓練）	Aタイプ	精神教育 特殊武器防護 等 2日間	●訓練開始式		●精神教育	
	Bタイプ	格闘訓練 小火器射撃 体力検定 等 2日間×3回	●射撃訓練		●格闘訓練	
	Cタイプ	特技訓練 等 2日間×4回	●空輸訓練		●砲手訓練	
部隊としての訓練（部隊訓練）	Dタイプ	班レベルの 部隊訓練 4日間×1回	●対空戦闘訓練		●燃料交付	
	Eタイプ	小隊レベルの 部隊訓練 3日間×2回	●迫撃砲訓練		●小火器戦闘射撃	
	Fタイプ	中隊レベルの 部隊訓練 4日間×1回	●積載訓練		●中隊検閲	

即応予備自衛官の招集訓練のポイント

- 訓練は主として土・日曜日、祝日を中心に設定されますが、平日を中心に設定することも可能です。

6 訓練日程の一例

◎即応予備自衛官（土日休業日の方）の
訓練スケジュール 訓練参加日数：平日6日間、土日祝24日間

訓練日数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
訓練タイプ	A		C1		B2		E2		C4	
訓練参加日	4月20日	4月21日	5月18日	5月19日	6月8日	6月9日	8月22日	8月23日	8月24日	8月31日
曜日	土	日	土	日	土	日	木	金	土	土
訓練日数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
訓練タイプ	C4	B3		C2		B1		E1		
訓練参加日	9月1日	9月14日	9月15日	10月26日	10月27日	11月16日	11月17日	11月22日	11月23日	11月24日
曜日	日	土	日	土	日	土	日	金	土	日
訓練日数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
訓練タイプ	C3		D					F		
訓練参加日	12月7日	12月8日	1月23日	1月24日	1月25日	1月26日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日
曜日	土	日	木	金	土	日	金	土	日	月(祝)

◎即応予備自衛官（警備業・男性・平日休業日）の
訓練スケジュール 訓練参加日数：平日24日間、土日祝6日間

訓練日数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
訓練タイプ	A		C1		B2		E2		C4	
訓練参加日	4月22日	4月23日	5月13日	5月14日	6月10日	6月11日	8月24日	8月25日	8月26日	9月2日
曜日	月	火	月	火	月	火	土	日	月	月
訓練日数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
訓練タイプ	C4	B3		C2		B1		E1		
訓練参加日	9月3日	9月17日	9月18日	10月28日	10月29日	11月6日	11月7日	11月22日	11月23日	11月24日
曜日	火	火	水	月	火	水	木	金	土	日
訓練日数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
訓練タイプ	C3		D					F		
訓練参加日	12月9日	12月10日	1月21日	1月22日	1月23日	1月24日	2月13日	2月14日	2月15日	2月16日
曜日	月	火	火	水	木	金	木	金	土	日



予備自衛官補制度

About SDF Reserve Candidate

1 予備自衛官補とは

予備自衛官補制度とは、主として自衛官未経験者を予備自衛官補（一般・技能）として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度です。

予備自衛官補制度のポイント

- 予備自衛官補の期間中は、教育訓練招集に応じる義務のみを有します。防衛招集や災害招集などに応じる義務はありません。
- 一般（駐屯地の警備や後方支援等の任務を実施する予備自衛官になるコース）と技能（医療従事者、語学要員等の予備自衛官になるコース）があります。
- 教育訓練のすべてを修了すると、予備自衛官に任用され、階級（一般：2士、技能：2佐～3曹）が指定されます。

2 予備自衛官補から予備自衛官へ

予備自衛官補になるには



志願票提出後、各地で実施される採用試験を受験します。

予備自衛官補に採用されると



一般は3年以内に50日間、技能は2年以内に10日間の教育訓練に参加し、必要な知識・技能を修得します。

教育訓練を修了すると…



予備自衛官として、年間5日間の招集訓練に参加する他、いざという時は自衛官として国防等の任務に就きます。

3 予備自衛官補の処遇

教育訓練招集手当

日額：**9,300円**

教育訓練に応じると手当が支給されます。

※手当は課税対象になります。
※eラーニングによる受講については、手当は支給されません。

支給総額

一般…**465,000円**／3年

技能…**93,000円**／2年

招集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

4 予備自衛官補の採用資格等

予備自衛官補の採用資格等

一般	18歳以上52歳未満
技能	18歳以上で、技能区分に応じ53～55歳未満

詳しくは
募集HPへ



採用予定の技能資格（「技能」の方が対象）

技能区分	技能の資格
衛生	医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、公認心理師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士（准看護師の資格を併せて保有する者）、栄養士、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士
語学	英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語
整備	1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士
サイバー（システム防護）	CISSP、SSCP、情報処理安全確保支援士、CSSLP、CompTIA等
情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト等
通信	総合無線通信士、陸上無線技術士、第1種工事担任者等
電気	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者
建設	1級又は2級建築士、測量士、測量士補、1級又は2級建設機械施工技士、木造建築士、1級又は2級建築施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士
放射線管理	第1種又は第2種放射線取扱主任者
法務	弁護士、司法書士
人事	遺体衛生保全士（エンバーマー）、納棺師、保育士
海上自衛隊 予備自衛官補（技能）	1級海技士（航海）、1級海技士（機関）、2級海技士（航海）、2級海技士（機関）、3級海技士（航海）、3級海技士（機関）、4級海技士（航海）、4級海技士（機関）、5級海技士（航海）、5級海技士（機関）

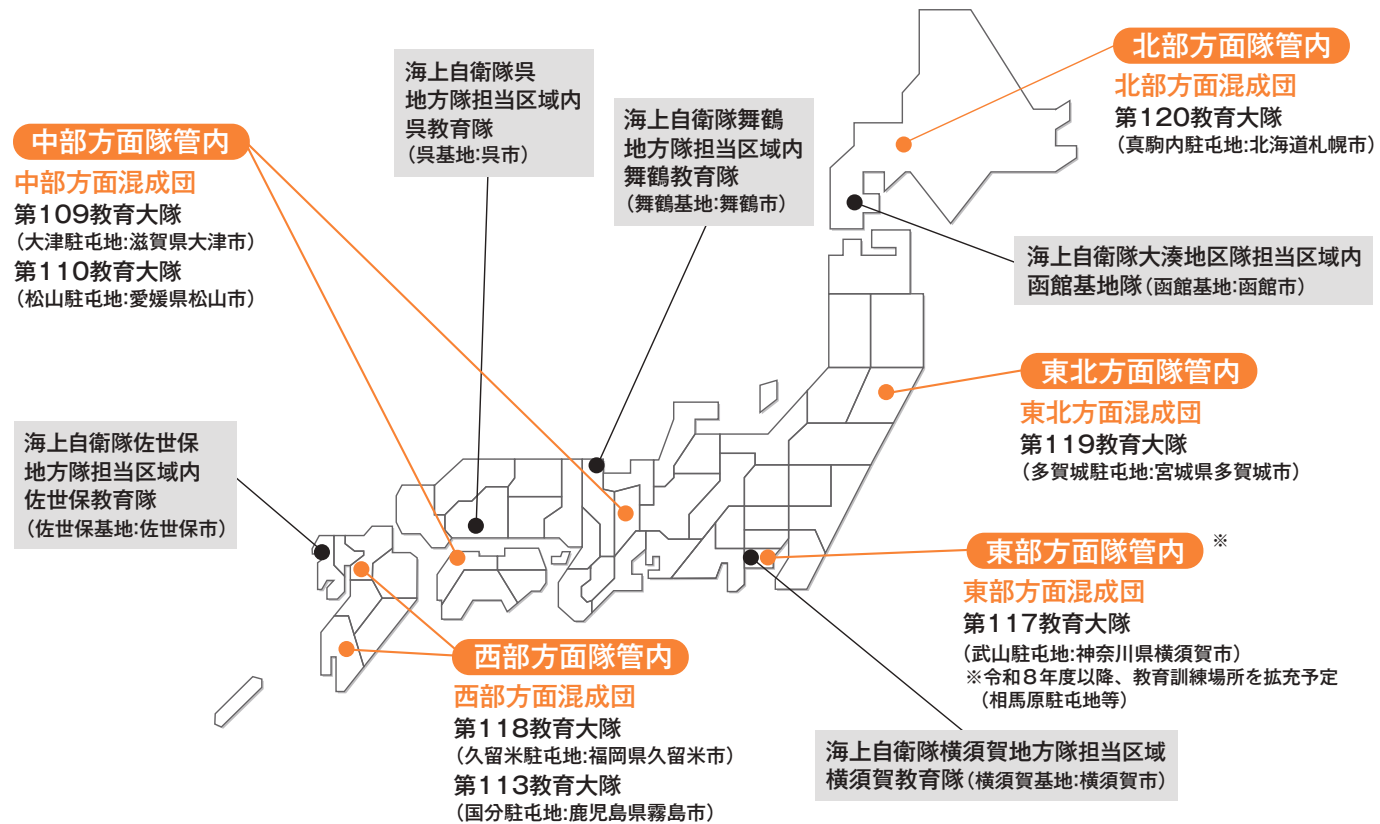
試験種目

一般	筆記試験（教養試験、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
技能	筆記試験（小論文）、口述試験、適性検査及び身体検査

試験会場

一	般	都道府県ごと1か所以上で実施します。	
技	能	陸上	北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都練馬区、兵庫県伊丹市、熊本県熊本市などで実施します。
		海上	大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保の各地方隊などで実施します。

5 教育訓練場所及び教育訓練招集部隊



6 教育訓練の一例

予備自衛官補(一般)

3年以内に50日(A~Jタイプ)の教育訓練を実施

段階	第1段階 (5日間×4回)				第2段階 (5日間×4回)			第3段階 (5日間×2回)		
タイプ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
課目	精神教育・サービス・体育									
	基本教練		戦闘訓練	野戦薬城	戦闘訓練	通信	野戦勤務	武器訓練及び射撃	戦闘訓練	実弾射撃
			格闘	野戦勤務	特殊武器防護	野戦勤務				
			格闘	野戦勤務	特殊武器防護	野戦勤務				
		格闘	野戦勤務	特殊武器防護	野戦勤務					



予備自衛官等を支える各種制度

●任期制自衛官退職時進学支援給付金制度

任期満了退職される方へ

自衛隊では、**任期制自衛官**として任期満了まで勤務し、国内の大学等に進学した方で、大学等の在学中に予備自衛官または即応予備自衛官に任用されている場合、給付金を支給しています。

【進学支援給付金】 **年額535,800円**（上限額）（即応予備自衛官に任用された場合）
年額356,000円（上限額）（予備自衛官に任用された場合）

※支給額については、任期満了退職後、予備自衛官または即応予備自衛官のいずれに任用されるかによって異なります。また、予算の成立の状況により、支給額が変更することもあります。



▶進学支援給付金の支給を受けるための条件「進学支援給付金」を受け取るためには、下記の3つを満たす必要があります。

- ☑ 任期制自衛官であって、**任期満了した日に退職していること**
- ☑ **予備自衛官**または**即応予備自衛官**として**任用されていること**
- ☑ 学校教育法に規定する**大学等に在学していること**

（大学等：大学院、専門職大学、短期大学専攻科、高等専門学校専攻科及び専修学校（専門課程4年制）。）

※上記要件を満たさなくなった場合、給付金の全部又は一部の返納が必要となります。※他の奨学金制度を利用している場合でも支給の対象となります。

●招集時の緊急登庁支援

自衛隊では、災害派遣等で緊急に登庁する場合、駐屯地において隊員等が一時的にお子様の面倒を見る緊急登庁支援施設を実施しています。予備自衛官、即応予備自衛官の方が、災害招集等された際に、駐屯地に開設する緊急登庁支援施設において、親族等が引き取りに来るまでの間、お子様の面倒を行います。※各駐屯地において、事前の登録が必要となります。



●予備自衛官等福祉支援制度

予備自衛官等福祉支援制度とは

一人一人の互いの結びつきを、より強い「きずな」に育てるために、また同胞の「喜び」や「悲しみ」を互いに分かちあうための、予備自衛官・即応予備自衛官・予備自衛官補同志による「助け合い」の制度です。

※本制度は、防衛省の要請に基づき隊友会が運営しています。



制度の特長

**割安な「会費」で
慶弔の給付を行います**
会員本人の死亡150万円、配偶者の死亡15万円、子・父母の死亡3万円、結婚・出産祝金2万円、入院見舞金2万円。

招集訓練出頭中における災害補償
福祉支援制度に加入した場合、毎年の訓練出頭中（出頭、帰宅における移動時も含む）に発生した傷害事故に対し補償を行います。（現在加入されている傷害保険と合わせて給付されます）
※災害派遣出動中における補償にも適用されます。

「相互扶助功労金」の給付を行います
3年以上加入し脱退した場合には、加入期間に応じ「相互扶助功労金」の給付を行います。



●加入資格 予備自衛官・即応予備自衛官または予備自衛官補である者。ただし、加入した後、予備自衛官・即応予備自衛官または予備自衛官補を退職した後も、満64歳に達した日後の8月31日まで継続することができます。

●会費 予備自衛官・予備自衛官補... 毎月 950円
即応予備自衛官... 毎月 1,000円
※3カ月分まとめて3カ月ごとに口座振替にて徴収します。

お問い合わせ

公益社団法人 隊友会 事務局（公益課）
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号 電話03-5362-4873



●防衛省職員生活協同組合制度

即応予備自衛官の方限定！

現職隊員と同様に即応予備自衛官も防生協共済事業（生命・医療共済、火災・災害共済）が利用可能です。ぜひ、ご利用ください。

	保険種類	内 容	備 考
掛 金	生命・医療共済（本人）	月額：1,000円/1口 限度口数：4口まで（配偶者、子供の加入可能）	
	火災・災害共済	年額：200円/1口 限度口数：建物60口、家財30口まで	
保障額	生命・医療共済（本人）	死亡500万円/1口、入院3千円（1日あたり）/1口 支払対象の入院に関係した手術3万円/1口	※3日以上入院が対象で、入院1日目から支払い
	火災・災害共済	50万円/1口（火災等）、6千円から6万円/1口（風水害等）	
徴収方法	生命・医療及び火災・災害共済	指定の金融機関口座から引落（1年分）	
申込・問合せ		最寄りの駐屯地業務隊厚生科（防生協地域担当者）又は招集部隊担当者へ 若しくは防生協コールセンターフリーダイヤル0120-079-931 受付時間：平日08:30～17:00へ	

※防生協の共済事業を利用されている方が50歳以上で即応予備自衛官の任用期間が満了となる場合は、退職者共済・医療共済への移行（据置期間）が可能です。



予備自衛官等に関する連絡・調整等のデジタル化

○予備自衛官等管理システムについて

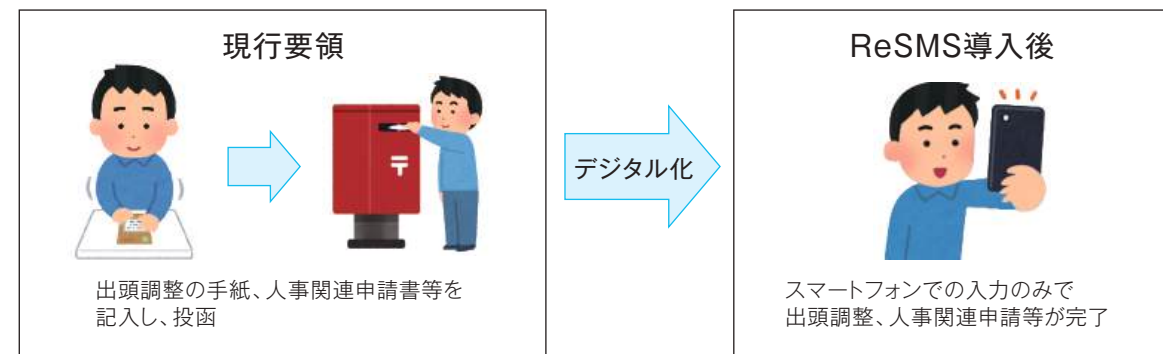
これまで、電話及び手紙で実施していた予備自衛官等と地本や指定部隊との連絡をスマートフォンで手軽に実施できるよう、令和8年度から「予備自衛官等管理システム（ReSMS「リスモス」）」を導入します。（ReSMS: **R**eserve **S**ervice and **M**anagement **S**ystem）

○ReSMSは、部外クラウドサービス上に構築した情報システムであり、訓練出頭調整、招集命令書の受領（閲覧）、人事関連書類の作成・提出等を予備自衛官等のスマートフォンで行うことができます。

ReSMSのイメージ図



○予備自衛官等の方々が行っていた訓練出頭調整等の手紙の記入や封筒作成・投函の手間が削減され、**利便性が大幅に向上**します。



○予備自衛官等と地方協力本部、指定部隊等との連絡・調整は、ほぼ全てReSMSで実施できるようになります。

ReSMSの主要な機能		
入 力	閲 覧	その他
○災害発生時の安否確認 ○災害招集等の出頭調整 ○招集訓練の出頭調整 ○継続任用志願等の人事関連申請	○招集命令書等の閲覧 ○人事関連書類の閲覧	○一斉通知の受信 ○eラーニングの受講（予備自衛官補のみ）

【予備自衛官等管理システム（ReSMS）への加入方法】

○ReSMSへ加入を希望される予備自衛官等の方々は、所属している地方協力本部又は指定部隊の担当者へ加入を申し出て登録用メールアドレスを申告してください。

○ユーザー登録は管理者側で登録作業を行います。登録用メールアドレスにログインメールが届いたならばシステムへの加入完了となります。

○本システムの利用に際して、利用料金は発生しません。（通信にかかる費用のみ登録された方にご負担いただくこととなります。）

企業の皆様方へ

To companies

1 お願い

予備自衛官等制度を円滑に運営するためには、企業等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。国家防衛のために、あるいは地域社会のために、予備自衛官等が安心して招集（教育）訓練に出頭できるようご配慮の程よろしく申し上げます。

具体的には…

- 予備自衛官等が休暇等で招集（教育）訓練に出頭できるよう、ご配慮下さい。
- 予備自衛官等が心おきなく招集訓練等に出頭できるよう、留守間の業務調整にご配慮下さい。

2 予備自衛官等を雇用するメリット

- 1. 国を守ることへの貢献** 我が国の防衛に貢献できる
- 2. 地域社会への貢献** 災害派遣に参加させることにより、地域社会へ貢献
- 3. 企業のイメージアップ** 自衛官らしく颯爽とした動きは、企業のイメージアップ
- 4. 職場の活性化** 予備自衛官の存在は、職場の活性化に
- 5. 人材育成** 自衛隊のノウハウは、会社での人材育成の参考になる

総合評価落札方式における加点評価をご存知ですか？

防衛省が発注する建設工事の入札手続きで、工事現場となる駐屯地等に勤務経験のある予備自衛官等を現場配置する競争参加者については、総合評価落札方式で加点評価を行うこととしています。退職自衛官である予備自衛官等が部隊の運用等に関する知見を活かし、駐屯地等との調整を円滑に進めることにより、工事の品質の確保に寄与するとの観点から評価するものです。

- **対 象**
自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場内の工事で、予定価格がWTO基準額未満のもの
- **措置概要**
予備自衛官又は即応予備自衛官（退職自衛官であるものに限る）を工事現場に配置する場合に評価（当該駐屯地等の勤務経験者の配置により、0.5点～2点の評価点）



防衛省HP「総合評価落札方式における予備自衛官等の評価について」を参照ください。

3 雇用企業主様等を対象とした部隊研修

予備自衛官等雇用企業主様等による部隊研修や訓練研修等を実施し、予備自衛官等制度に対する一層の理解及び協力の促進を図っております。



予備自衛官等雇用企業を支える各種制度

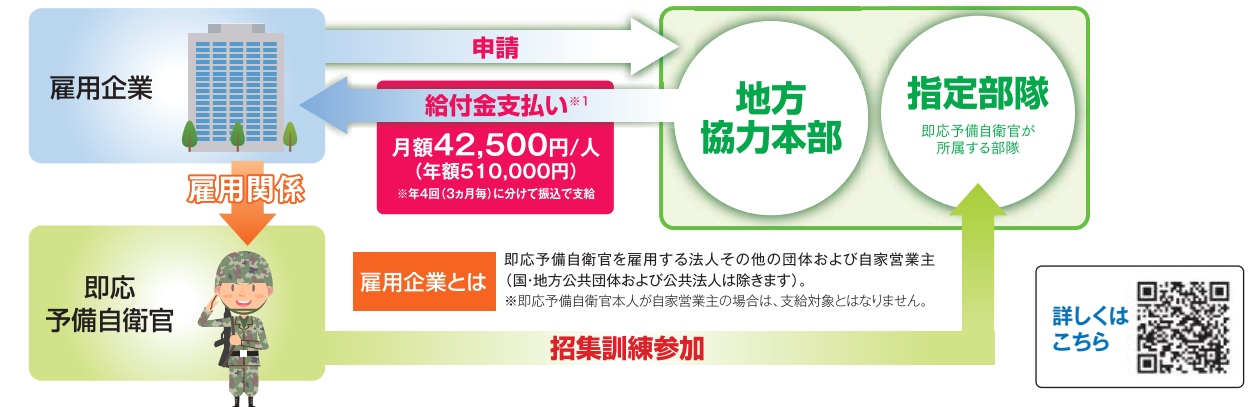
雇用時の支援

安心して
雇用できる！



1 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業（即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主）に給付金が支払われます。



支給要件は？※2

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱をしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

※1：申請を受けた月から、支払の対象となります。 ※2：支給要件を満たさなくなった場合には支給されません。

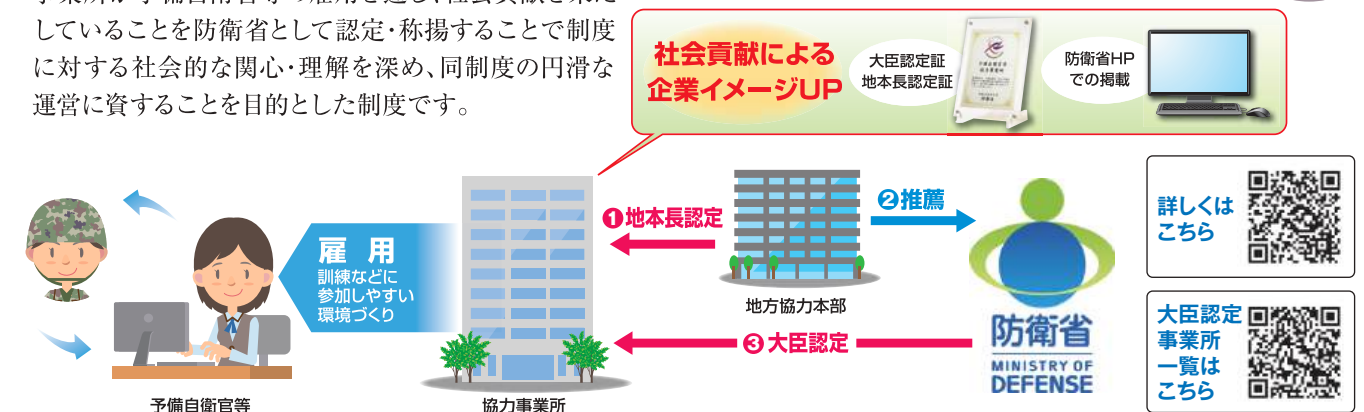
支給要件の確認要領は？

- 1 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
 - 雇用保険被保険者証、雇用契約書、雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し
 - 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 2 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

2 予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。

企業の社会貢献を
国が認定！



協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

● 地本長認定協力事業所

予備自衛官等が常時勤務する事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。なお、災害招集への協力実績がある場合等、特に認定する理由がある場合はこの限りでない。

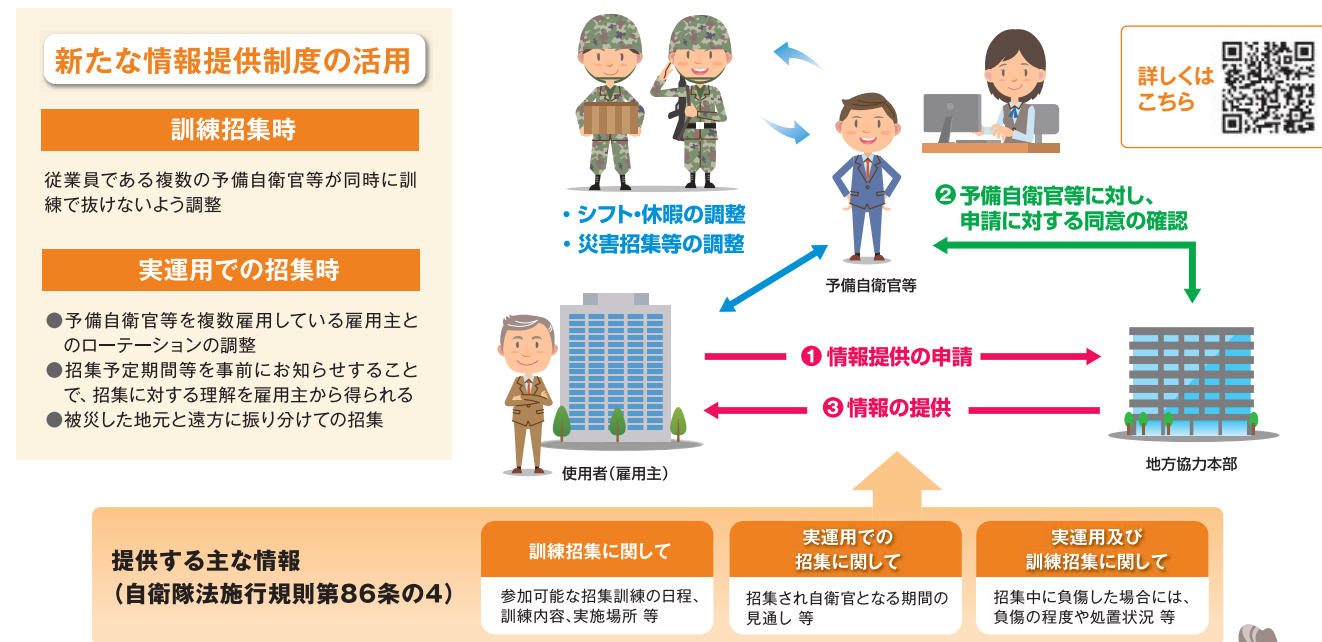
● 大臣認定協力事業所

地方長認定協力事業所の中から、定められた基準に基づき選考したうえ、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。なお、選考にあたり、災害招集への協力実績がある場合等、特に認定する理由がある場合はこの限りでない。

平常時の支援

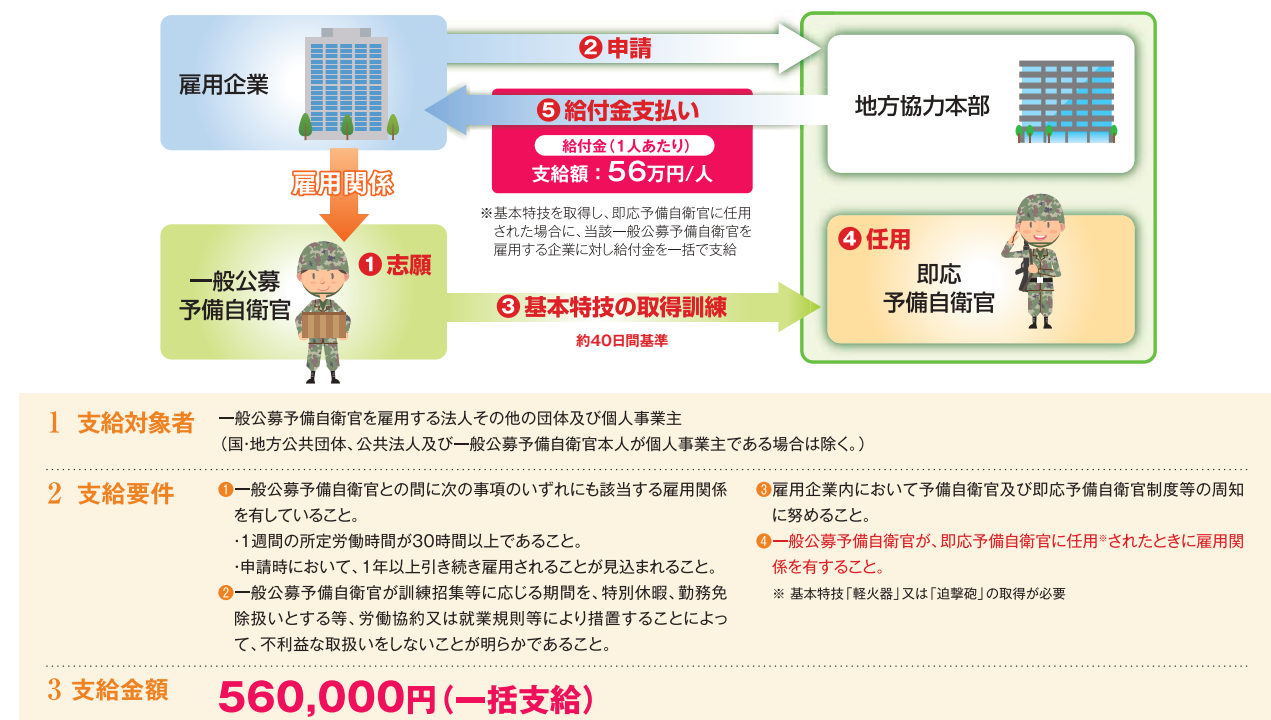
1 雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度です。



2 即応予備自衛官育成協力企業給付金

自衛官未経験である予備自衛官（以下「一般公募予備自衛官」という。）が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、所要の訓練（「軽火器」36日間、「迫撃砲」39日間、最短で2年間）が必要となります。そのため通常の予備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の理解及び協力に資する給付金制度です。



招集時の支援

雇用企業協力確保給付金

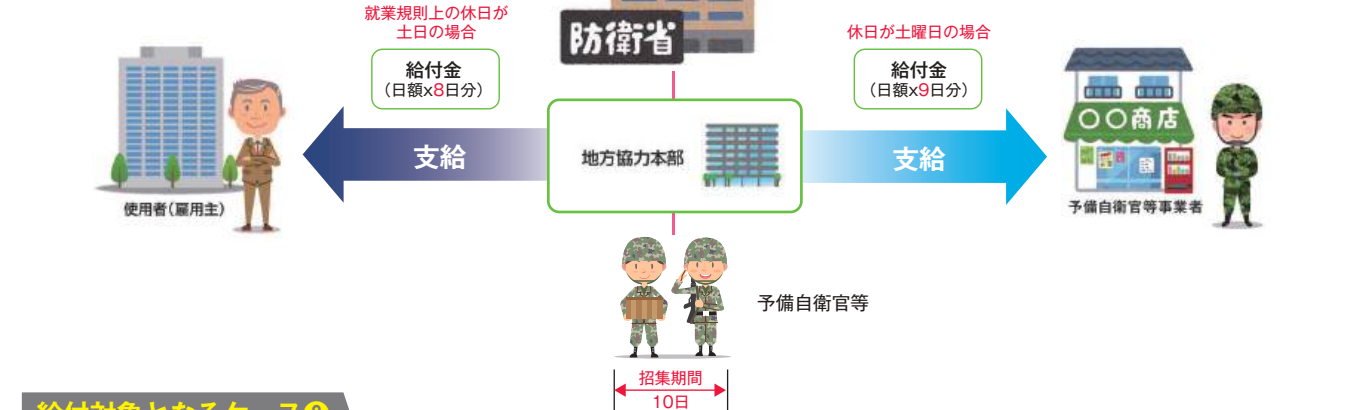
予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

給付対象となるケース①

防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合（就業規則における休日は除く）

事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官が10日間招集された場合（休日は除く）

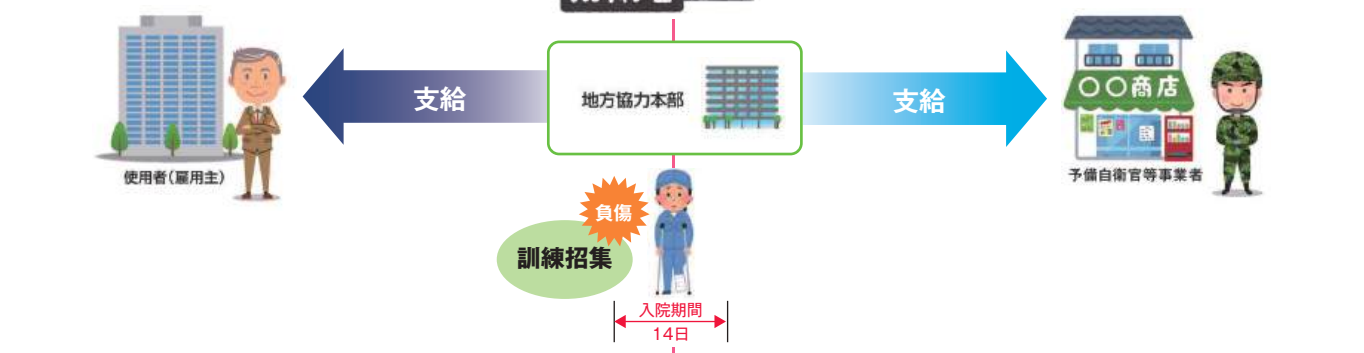


給付対象となるケース②

招集中における公務上の負傷又は疾病により勤務先を離れた場合

上記①のための招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療を要するため、予備自衛官等である従業員が平素の勤務先を離れた場合(※)上限を90日とする。

上記①のための招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療を要するため、事業を営む予備自衛官等が勤務先を離れた場合(※)上限を90日とする。



給付額

予備自衛官等である従業員又は事業を営む予備自衛官等が、勤務先における事業に従事することができなかった日数

×

日額 34,000円

※就業規則における休日は除く。※通院等による時間単位の休業補償は支給対象外。

支給対象者

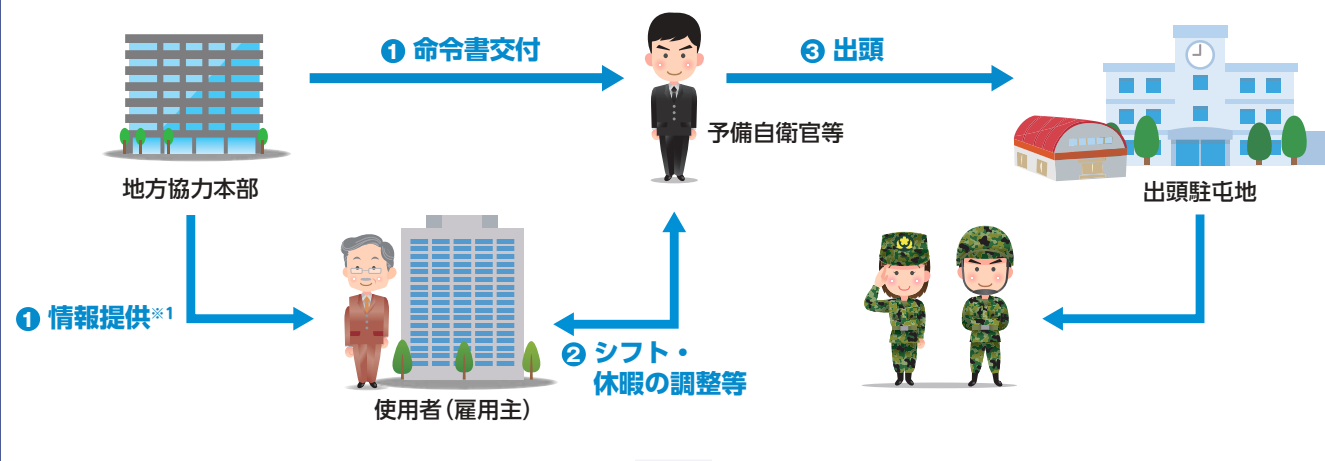
予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主（国、地方公共団体及び公共団体を除く）

支給対象者

個人事業主などの事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官

実運用での招集のイメージ

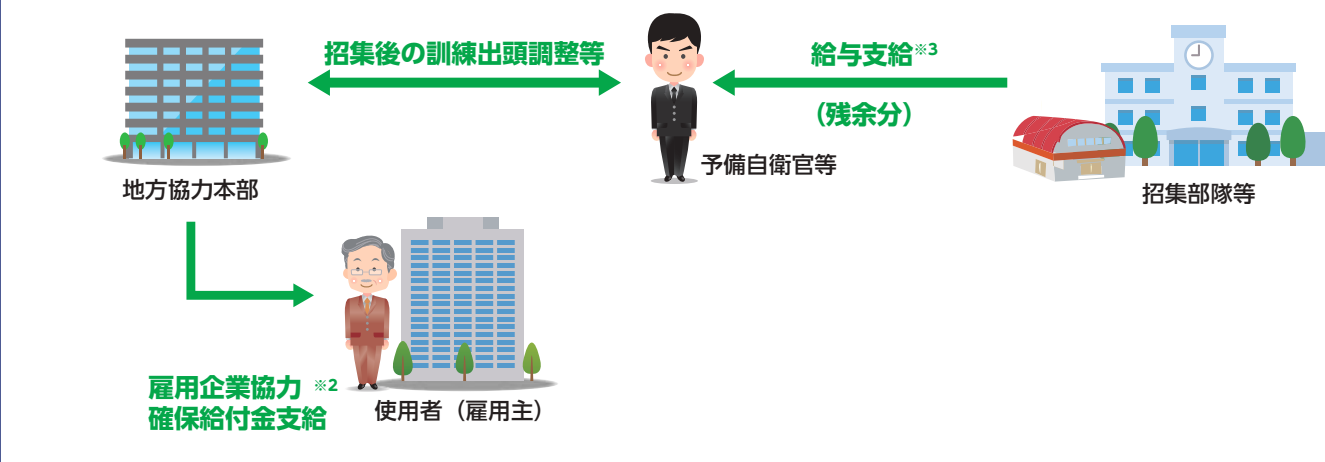
招集時



招集間



招集後



※1 招集に関する情報を受けるためには、事前に情報提供制度への申請が必要です。
 ※2 雇用企業協力確保給付金の支給を受けるためには、事前に支給の申請が必要です。
 ※3 実運用での招集間の給与は、自衛官としての給与が支給されます。適切な給与算定のためには、在職証明書等の提出が必要です。

予備自衛官等の声



生涯自衛官

自衛隊
大分地方協力本部
予備三等陸尉

田林 克規

令和四年七月に自衛隊を定年退官し、予備自衛官に採用していただき現在に至ります。
 元々志願した理由は、自衛官として経験した技能・知識を生かし引き続き自衛隊に関わりを持ち

たく、また自衛官時代に関わった多くの先輩・同僚及び後輩との繋がりを大切にしたいという気持ちからです。

幸い出頭に関しては職場も後押ししていただいております。年度当初の出頭計画に基づいて計画的に訓練に参加することができています。

実際の訓練では担当部隊は平素の多忙な隊務運営の中にあっても、しっかりと計画・実行していただき、日々変化する情勢や装備品等の教育など新たな知識の付与も多く、学びの多い内容に大変感謝しています。また、旧知の方々とも一緒に汗をかき、近況に触れることで、懐かしさ、皆さんがそれぞれの分野で活躍しながら訓練にも出頭している姿や話を聞く機会に加え、予備自衛官補出身の方々との新鮮な話を聞くと多くの刺激を受けます。また基幹隊員のご指導など、改めて自衛隊の組織としての人材育成のあり方や、チームワークの良さについて実感することができます。同時に私自身もまだまだ努力・成長して行かなければと感じます。

年間わずか五日間という限られた期間での訓練ではありますが、与えられた責務を十分に発揮できるよう、今後の更なる自己成長を目指し、国防・地域社会貢献を念頭に訓練と仕事の両立を図ります。



即応予備自衛官として

東部方面後方支援隊
第三〇弾薬中隊
即応予備陸士長

和田 敏幸

私は高校卒業後、夢だった陸上自衛隊に入隊することができました。

しかし入隊し数年後、父親の体調が悪化し、家業を継ぐ跡取りが自分しかないため、退職しなくては

いなくなり、泣く泣く退職することになりました。

自衛隊を退職した平成二十三年四月から令和五年三月まで、家業を続けました。家業は、建築業で建物内の壁や天井をアルミで骨組みをし、その上から石膏ボードを工具を使って貼っていく仕事です。最初の三年くらいは下積みで資格やスキルが必要でしたので、例え、親子であっても現場に行けば新人で、とても苦労しました。

父が高齢というもあり、会社を継ぐ選択肢もありましたが、東日本大震災を被災者として経験し、やはり人に役立つ仕事がしたいと思い、最終的に家業は継がず令和四年三月からの一年間は、仕事をしながら、会社の廃業手続きをしました。廃業中、ニュースや新聞等で国際情勢の変化、隊員の充足率の低下を知り、今の自分にできることはないかと思い、即応予備自衛官に志願しました。

令和五年四月に即応予備自衛官として任用され、東部方面後方支援隊第三〇弾薬中隊に配属され、弾薬に関わる部隊で訓練に励んでいます。任用当初は、退職してから数年が経過しており、また、常備自衛官の頃の職種と

は違い、専門的な知識とスキルが求められるため、本職に就きながら、継続しているか、とても不安でした。

しかし、先輩である即応予備自衛官の方々の的確な指導や、弾薬中隊の常備自衛官の臨機応変な訓練スケジュール調整のサポートもあり、継続して訓練に参加することができ、不安は払拭され、今では、訓練に参加するのが楽しみのひとつになりました。

現在、私は都内のバス運転手として勤務しています。バス運転手は運転手不足から廃線や減便で、とても厳しい環境におかれています。そうした中でも、今の会社では、訓練出頭月にはあらかじめシフト調整をして頂き、「和田さん、今は何日間、出頭するの?」と聞いてくれ、自分が、今月もご迷惑をお掛けしますと言うと、「国のために、頑張ってくれているのだから、気にせず頑張ってきて。」と送り出してくれるので、即応予備自衛官としての使命感に誇りを持って訓練に参加することができています。

私は、即応予備自衛官に任用されたからには、目標を立ててそのために自己研鑽に努めています。それは、三十日出頭はもちろんのこと、体力検定一級を保持することを目標にしています。体力を保持することは公私において様々なことに通じており、尚且つ、いついかなる事態においても万全の状態で出頭できる様にするためです。

今後即応予備自衛官として勤務する中で、自身の技能向上を目指し、本業の仕事の会社との良好な関係を保持するめ、国防と社会に貢献していきたいと思っています。



憧れに近づく

自衛隊
帯広地方協力本部
予備自衛官補

早川 彩

「お母さん!年齢制限が上がったので、受験しませんか?」と、広報官からお誘いを頂き予備自衛官補を志願しました。

私は、家族で自衛隊の広報イベントに参加するうちに、いつしか私の中で、自衛官はビシッとしていて格好いいな、自分も訓練を受けたらそんな風になれるのかな?と、漠然とした憧れを抱くようになりました。

憧れるタイミングが遅かったなと志願を諦めていた時に、令和六年度から年齢基準が緩和され、広報官からお声をかけていただきました。そして、令和六年七月より、予備自衛官補として任用され招集教育訓練へ参加しています。

ただ私は、スポーツ経験ゼロ、体力ゼロ、五百メートル走れたら奇跡という中で、こんな私でも仲間に入れてもらえるのかと不安に思い、ゆっくりでも3km走れるようになる為に人生初のランニングを始め、自分にできることを精一杯やってから訓練に励みました。

訓練中は正直、自分の体力の無さ、物覚えや要領の悪さを痛感することは

毎回です。しかし、苦手な事を根気よく教えてくれたり、やる気を全力で応援してくれたり、出来た時は一緒になって喜んでくれる教官や班長、そして、幅広い年齢層の仲間たちと共に助け合い協力しながら、なんとか訓練に励んでいます。自分の娘と同年代の大学生たちの意識の高さに刺激を受けたり、自分と同年代の仲間との励まし合いも非常に楽しいです。訓練へ参加しているうちに体力面、精神面でも強くなることができ、できることの範囲も広がり、知見が得られる良い経験となっています。家族も職場の仲間たちも応援してくれています。

招集教育訓練の日数は五十日ではありますが、三年間という期間の中で自分のペースで参加できます。今年度は第二段階も残りタイプであり、来年度にはすべての訓練を修了できるように進めていきたいと思っています。

まだ私には何ができるかわかりませんが、微力ながらもできる事が必ずあるはず。他人と比べて落ち込む時もありますが、昨日の自分と比べて日々成長しているのか未来だけを見据えた時「人生で今が一番若いんだ。」と自分に言い聞かせ、できない理由を探すのではなく、苦手でもみっともなくも自分にできる事を精一杯やっって、引き続き教育訓練に参加し、予備自衛官へ任用され、有事の際には貢献できるよう、頑張っていきたいと思っています。

地方協力本部、雇用企業主様の声



予備自衛官等の処遇改善によせて

自衛隊
宮崎地方協力本部
防衛事務官

益田 晶仁

私は、令和五年四月に採用され、自衛隊宮崎地方協力本部援護課予備自衛官班に配置となりました。現在は予備自衛官係として、手当・旅費の支給業務や即応予備自衛官の雇用企業との調整等を担当しています。配置直後は、職務分析もさることながら、自衛隊での勤務を勉強する日まぐるしい日々でした。中でも予備隊員手当や雇用企業給付金の支給は、各種規則で定められた支給要件との合致について何度も点検を重ねるため、特に緊張する業務であることは三年目の今でも変わりません。それだけに無事支給が完了した際の安堵は極めて大きく、予備自・雇用企業の皆様からいただく感謝や労いの言葉が業務推進の一番の活力となっています。

令和七年度は、全予備自関係者の念願であった予備自衛官等の処遇改善が実施されました。予備自衛官手当は約三十七年振り、訓練招集手当は

約三十年振り、即応予備自衛官手当・訓練招集手当は制度導入以来初めてとなる引き上げです。また、勤続報奨金等も拡充され、予備自衛官等の処遇が、ようやく皆様の貢献に見合うものになったのではないかと思います。我々担当者としても、処遇改善によって予備自衛官等への志願や継続を従前よりしやすい環境になったと喜ぶとともに、適正な業務実施を維持する責任を感じて身が引き締まる思いです。

今回の大きな処遇改善からも見られるように、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙する中、予備自衛官等制度においてもその重要性は益々大きくなっています。一担当者としても、予備自衛官等の皆様、日頃より支えて頂いているご家族、雇用企業、部隊の皆様とともに、より良い防衛省・自衛隊を創り上げていけるよう、確実な業務実施を通じて尽力いたします。今後とも、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



日本の安全と企業の成長、その両輪を担う人材を支えて

株式会社
オートテックジャパン
代表取締役社長

水上 聡

株式会社オートテックジャパンは、一九八二年創立以来、自動車や二輪車をはじめとしたモビリティの研究開発分野において、走行試験・性能評価・設計支援・解析など、多様なエンジニアリングサービスを提供してまいりました。栃木県芳賀町に本社を置き、全国各地に拠点を展開し、お客様の「安心・安全なモビリティ社会の実現」を支える技術パートナーとして成長を続けています。

当社は現在、一名の即応予備自衛官が在籍しており、モータースポーツ分野のメカニックとして日々活躍しています。モータースポーツの現場は、わずかな判断や整備精度が勝敗を左右する厳しい世界です。彼は高い集中力と冷静な判断力をもってチームを支え常に安全を最優先に行動しています。その姿勢には、自衛官としての訓練を通じて身につけた規律心や使命感が活かされ、職場全体に良い刺激と緊張感をもたらしています。

即応予備自衛官の皆様は、平素は民間企業の一員として職務に励みつつ、有事や災害発生時には国防や災害対応の最前線に立つ、まさに「社会を支えるもう一つの力」です。業務と訓練の両立は決して容易ではありません

が、そうした努力と責任感、民間企業においても大きな価値を生みます。誠実さ、規律性、使命感、そして仲間を思う心、これらは私たちがものづくりの現場で最も大切にしている精神と通じるものがあります。

当社では、社員が安心して訓練や招集に参加できるよう、職場内での理解促進とサポート体制の整備を進めています。訓練期間中の業務フォローやチーム体制を工夫しながら個人の社会的使命を全社で支える風土や環境を大切にしています。企業が即応予備自衛官を理解し、積極的に支援することは、単に制度上の協力にとどまらず、社会全体の安全保障の一端を担う重要な役割であると考えています。

私たちは、「技術を通じて社会の発展に貢献する」という理念のもと、社員一人ひとりが誇りを持って働ける環境づくりを追求しています。これからも、即応予備自衛官をはじめとする社会貢献活動に積極的に取り組み、企業としての責任を果たしながら、日本の未来を支える力となるべく歩みを進めてまいります。



元自衛官の方に活躍頂く場として

KMバイオロジクス
株式会社
代表取締役社長

高橋 洋匡

弊社はヒト用ワクチン、血漿分画製剤などの研究・開発・製造・供給を行う製薬会社です。私たちの使命は、様々なライフステージで「健康」への貢献を目指す明治グループのもと、予防・治療のプロフェッショナルとして独自の価値を創出し、世界の人々の健康で豊かな未来に貢献していくことです。医療を取り巻く環境は急速に変化しており、日々新たな技術が生み出されています。私たちは、これまで培ってきた研究・開発・製造技術の基盤をもとに、新たな挑戦の機会を見出し、科学的根拠に基づく革新的な医薬品の創出を加速させていきます。

また、アジアをはじめとする世界の医薬品アクセス向上を目指し、海外事業に長い歴史と強みを有するMeiji Seikaファルマとの共創・一体運営のもと、世界中の人々に必要とされる医薬品を届けていきます。

弊社ではこれまで多くの自衛隊出身の方が活躍されており、現在20名以上の予備自衛官に勤務いただいています。元自衛官ということもあり、責任感や業務に取り組む姿、規律ある行動など、これまでの経験を活かしながら主に生産現場を中心に様々な職場で業務を担っていただいているところです。

未経験の方でも業務にスムーズに習熟していただけるよう、教育・人財育成にも力を入れておりますので、退官後の新たな職場として、弊社と一緒に働く元自衛官の方のチャレンジを今後お待ちしております。

自衛隊地方協力本部所在一覧

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	WEBサイト
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5474	https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6060	https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(27)0822	https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	https://www.mod.go.jp/pco/aomori/
岩手	020-0023	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	https://www.mod.go.jp/pco/iwate/
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2613	https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	https://www.mod.go.jp/pco/akita/
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F	023(622)0711	https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/
福島	960-8112	福島市花園町5丁目46 福島第2地方合同庁舎2F	024(531)2351	https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/
茨城	310-0061	水戸市北見町1丁目11 水戸地方合同庁舎4F	029(231)3317	https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	https://www.mod.go.jp/pco/gunma/
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎内3F	048(831)6045	https://www.mod.go.jp/pco/saitama/
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	https://www.mod.go.jp/pco/chiba/
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10-1	03(3269)3513	https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9475	https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	https://www.mod.go.jp/pco/niigata/
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府地方合同庁舎2F	055(253)1591	https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	https://www.mod.go.jp/pco/nagano/
静岡	420-0821	静岡市葵区袖木366	054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	https://www.mod.go.jp/pco/toyama/
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076(291)6215	https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	https://www.mod.go.jp/pco/fukui/
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)5191	https://www.mod.go.jp/pco/gifu/
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6269	https://www.mod.go.jp/pco/aichi/
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	https://www.mod.go.jp/pco/mie/
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	https://www.mod.go.jp/pco/shiga/
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3F	06(6942)0542	https://www.mod.go.jp/pco/osaka/
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)9779	https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	https://www.mod.go.jp/pco/nara/
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	https://www.mod.go.jp/pco/tottori/
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	https://www.mod.go.jp/pco/shimane/
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	https://www.mod.go.jp/pco/okayama/
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎内5F	088(623)2220	https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	https://www.mod.go.jp/pco/ehime/
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pco/kochi/
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	https://www.mod.go.jp/pco/saga/
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F	095(826)8844	https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎内5F	097(536)6271	https://www.mod.go.jp/pco/oita/
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2052	https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/

※予備自衛官等制度でご不明な点は、最寄りの自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。また、「予備自衛官等制度ウェブサイト」も是非ご覧ください。